

放課後児童クラブ保育料減免申請書

年 月 日

春 日 部 市 長 あて

住 所 春日部市

保護者 ふりがな
(世帯主) 氏 名 (自署)
個人番号

春日部市放課後児童クラブ条例施行規則第 10 条第 1 項の規定により、保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、保育料の決定にあたり、世帯構成、市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ）の額、所属する世帯員及び生計を同じくする者の市町村民税等について、関係部署に照会し確認することに同意します。

ふ り が な			
児 童 氏 名			
学 年	年 4 月入室申請時は次年度 4 月の学年	年 4 月入室申請時は次年度 4 月の学年	年 4 月入室申請時は次年度 4 月の学年
個人番号			
クラブ名 (学校)	放課後児童クラブ		
減免を必要とする理由 〔右欄のいずれかに チェックを記入〕	☐ 生活保護世帯、支援給付受給世帯又は市町村民税非課税世帯 ☐ 市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 ☐ 市町村民税のうち所得割課税額が 5,000 円未満である世帯 ☐ 同一世帯において 2 人以上の児童が入室している世帯 ☐ 市長が特に認めた場合（理由： ）		
必要書類	☐ 課税証明書又は非課税証明書 ※1 月 1 日以降の市外からの転入者は、 1 月 1 日現在の住所地の市町村民税課税証明書 又は市町村民税非課税証明書 ☐ その他市長が必要と認める書類		

《市処理欄・記入不要》

	4 月～ 6 月	7 月～ 3 月	多子世帯減免
処理履歴			
入 力 日			
開始月日			
所得等	減 1 ・ 減 2 ・ 減 3 ・ 却下	減 1 ・ 減 2 ・ 減 3 ・ 却下	2 人 ・ 3 人 ・ 却下
備 考			

【記入上の注意】 記入例などを参考に、記入漏れや記入誤りがないようご注意ください。

6. 放課後児童クラブ保育料減免申請書

様式第11号（第10条関係）

放課後児童クラブ保育料減免申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

春日部市長 へ

住所 春日部市 中央六丁目2番地

.....シティーホール春日部101

保護者 ふりがな

(世帯主) 氏 名

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0

春日部市放課後児童クラブ条例施行規則第10条第1項の規定により、保育料の減免を受けた
ので、次のとおり申請します。

なお、保育料の決定にあたり、世帯構成、市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ）の額、
所属する世帯員及び生計を同じくする者の市町村民税等について、関係部署に照会し確認する
ことに同意します。

ふりがな	かすかべ いちろう	かすかべ さぶろう	
児童氏名	春日部 一郎	春日部 三郎	
学 年	1 年 4月入会期前又は年度4月の卒業	5 年 4月入会期前又は年度4月の卒業	年 4月入会期前又は年度4月の卒業
個人番号	1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 2 2 2 2 2 2 0 0 0 0 0 0		
クラブ名 (学校)	春日部 放課後児童クラブ		
減免を必要とする理由	☐ 生活保護世帯、支援給付受給世帯又は市町村民税非課税世帯 ☐ 市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 ☐ 市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯 ☒ 同一世帯において2人以上の児童が入会している世帯 ☐ 市長が特に認めた場合（理由：）		
必要書類	☐ 課税証明書又は非課税証明書 ※1月1日以降の市外からの転入者は、 1月1日現在の住所地の市町村民税課税証明書 又は市町村民税非課税証明書 ☐ その他市長が必要と認める書類		

太枠の項目は記入誤りが多い箇所です。ご注意ください。

①日付は、申請書を提出する日を記入してください

②「保護者（世帯主）」欄には、住所・世帯主氏名・ふりがな・個人番号のすべてを記入してください

③「児童氏名」欄は、クラブ入室を希望（申請）する児童全員を記入してください

④「学年」欄は、4月入室申請者は、（次年度4月の）新学年を記入してください

⑤「個人番号」欄は、マイナンバー（12桁）を記入してください

⑥「クラブ名（学校）」欄は、在籍する学校名を記入してください

⑦「減免を必要とする理由」欄は、該当する理由に✓を入れてください
不明な場合は、空欄のまま提出してください

⑧「必要書類」欄の課税証明書又は非課税証明書は、市外からの転入により（1月1日現在）春日部市に住所登録がなかった方が減免申請をする場合に提出が必要です

※7月以降の保育料の判定には、新年度の証明書が必要となります

1月1日現在、春日部市に住所がある方は、証明書の提出は不要ですが、収入申告がない場合は、非課税の場合でも「減免却下」となります
必ず期限までに確定申告または市県民税申告をしてください

未申告により判定できない月の保育料については、申告により減免該当になっても、遡って減額適用されません